

# 前橋市行政手続条例の改正について（議案第38号）

文書法制課

## 1 改正の理由

行政手続法の改正に準じ、所要の改正を行う。

## 2 主な内容

聴聞の通知等の公示送達について、公示事項を市規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧可能な状態とするとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示する方法又は公示事項を電子計算機の映像面に表示したものを閲覧可能な状態とする方法によって行うこととする。

## 3 施行期日

令和8年5月21日